

## 持続可能な調達ワーキンググループ（第26回）

### 議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日 時：平成30年9月25日 10:00～12:00

会 場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

#### 1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。木材の調達基準について検討する4回目となる。木材調達基準については、これまでのヒアリングを踏まえて意見交換する回としたい。その後に、調達コードの運用状況に関してご報告する。こちらは本委員のみで行う。1点ご報告。連合からご参加いただいていた河合委員について、人事異動によって、石田輝正氏に交代することとなった。本日はご欠席だが、ご報告まで。

#### 2. 木材の調達基準の検討について

事務局：最初に1点連絡したい。前回ヒアリングに参加された木材輸入事業者のA社から、『認証製品の価格が非常に高いと誤解されたのではと心配している。認証製品は通常品よりは高くなるものの、実際の価格についてはケースバイケースで変わってくるので、正式な見積もりを見てご検討いただきたい。』という追加のコメントがあったことをご紹介します。

事務局より資料2に沿って説明

秋月：これまでの説明に関して、ご質問・ご意見があればお願いします。次回のWGでのとりまとめを目指しているので、今回のこの時間で、できるだけ意見を出していただければと思う。

富田：確認だが、次回取りまとめるという意味は、改定するならば次回までに終わらせる、しないとすれば次回までに決めるということか。

事務局：ご理解のとおり。次回までにWGとしての結論を出したい。流れとしては、今日なるべくご意見をいただき、次回事務局案を示したい。

富田：調達基準を改定するかという観点からすると、私はしたほうがいいと思う。いろいろポイントがあるが、パーム農園等の開発に由来するというのが想定されていなかったという記述があるが、現行の木材調達基準もこういった木材を調達すべきではな

いという条件になっているように私には読めるのだが、ここがクリアでないならクリアにすべきと思う。生物多様性要件みたいなものが入っていたと思うので、本来、熱帯雨林のようなものがパーム油のプランテーションに転用となれば、これは影響があるはずなので、本来は避けられてしかるべきだったのだが、そういう理解でなかったのなら、そこはもう少し明確にどういったものがそれに該当するのか整理してもいいのではないか。木材の調達基準は最初に、コード本体より先にできたので、そういった意味では急いで作った。その後、個別基準ができてきていろんな議論が登場しているので、その進捗をある程度反映させて、フェーズを合わせたほうが良いと思う。例えば、紙の基準の中に「可能な範囲で当該紙の原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ・・・」みたいなことが書いてあって、事業者とかそういう観点で考えた方がいいのではないか。これは、すでにいろいろな指摘があるかと思うが、こういう紙とか木材を扱っている業者は非常に幅広にやっているんで、一部は非常に優れた、例えば認証を使っているものとかを供給できていて、それをこちらの組織委員会で調達するということは十分にありうると思うのだが、逆に言うと、90%は非常にひどいことをやっているという評判が仮にあったとすると、本当にそれが組織委員会が許容できるのかという観点からすると、やはりいいものを調達してこちらに使うというのはあるが、他の組織が変なことをして、組織委員会が間接的に加担をしてしまうような事態は避けるべきではないかと思うので、紙の条項に入ったような文言を木材にも入れておくべき。

事務局：紙の基準の第5項について、同様のものをパーム油の基準でも入れているが、要は可能な範囲で、原産地であるとか、どういう事業者が作っているのかといったところの情報も集めて、もちろん、そういった情報の信頼性・客観性を確認することも必要だが、調達基準を満たさないものを調達しないように、認証だけに頼らず、追加のリスク低減の措置を推奨すると入れているので、こういった規程を入れたほうがよいのではないかというご意見だと思う。

天野：意見というより要望に近いが、自分は気候変動条約にもいろいろ関係しているが、これからインドネシアからの型枠合板の出自が気候変動では問題になる。インドネシアがパリ協定にどういう形で臨んでいるかということ、違法伐採や森林減少では21%くらい減らしたい、新規のコンセッションの排出量は15%くらいあるのでこれも減らしたいというのが大きな目標で、これが INDC、今は NDC というが、もしも先進国からの支援があれば削減が達成できると思っている。削減量全体として13年 GHG 排出比で26%の削減である。これはかなりチャレンジングだが、インドネシアは東南アジアで一番の排出国になっており、彼らとしてもやりたい。ここにどうコミットするかだが、森林認証のみだと難しい。REDD プラスという森林減少と森林の劣化による GHG の排出を減らそうという取り組みは、2020年からは気候変動条約パリ協定の中で本格的に動くのだが、森林認証も1つのツールであるものの、結局ガバナンスの問題があって、森林

の減少や土地利用の転換というのはその国のガバナンスが機能しない限り解決しない。その点、全ての木材生産を対象とする合法木材のシステムが機能することが非常に大事なこと。できたらオリパラの調達がそこにコミットしていただけたら非常によい。どう考えるかという、持続可能性のSDGsの中で17の項目のひとつに供給者側の責任と消費者側の責任というのがある。合法木材でいけば、相手国の合法性のあり方に内政干渉をする必要はないので、そこはそのまま受け入れよう。ただし、消費者側の選択をどうするか。これが、みなさんが今、検討されているところだと思う。そこで一番大きな問題だが、インドネシアの場合にはオイルパームだけでなく、いろいろなコンセッションが出ており、農地の転換というのが非常に多くて、それをノルウェーの支援によるコンセッションのモラトリアムという政策によりコンセッションの発行は止まってきている。ただ、コンセッションがすでに発行されたものは実行されていて、そこからの木材が買われなければコンセッションを開発する側にメリットは削減される。ただ、買い手がつけばそこで開発コストをかなり賄うことができる。ここは消費者側の選択できる範囲である。合法でいいか悪いかということだけでなく、合法木材のうち何をを選ぶか議論していただくとよいと思う。参考になるのはSVLKである。ヨーロッパも合法木材OKと言っているが、ボランティアで1つのアグリーメントを二国間で決め何を輸入するか、しないかを決めているのだが、SVLKの中でインドネシアは、土地利用転換の時の皆伐木材が入っていればそれほど気にすることはないが、これをヨーロッパは受け取っていないと聞いている。それを日本の組織委員会が土地利用転換時の皆伐木材の使用を認めるときにどうなるかというのを、ぜひ調べて議論されればいいと思う。これを理由にすればある程度民間にも説得力あるのではないかと思う。この時どう選択するのだが、私もここは実ははっきり知らないのだが、インドネシア政府の木材生産制度ではトラッキングシステムを持っていて、ある程度選別できるようになっているので、それが機能するという前提ではある。機能していれば消費者側の選択は実施できるだろう。そういったことを前提に議論していただければ、どのような材を受け取ったかというのはわかるし、ここから要望だが、その時に我々REDDプラスをやっているものとしては、合法木材制度というガバナンスが機能しないと森林減少は止まらない。というのも、南南貿易がどんどん進んでいるし、加えて国内のインドネシアの市場も大きくなっている。だから、その2つがあると結局はよその市場に向けて販売されていくだけだ。そういったときにこうしたトラッキングシステムが使える持続可能性を考える消費者の意図をきちんと示していただけることが、あるいは、SVLKのような形のアグリーメントに向けての一步を組織委員会が進めていただきたいというのが私の要望である。

事務局：インドネシアの仕組みについては事務局でも再度勉強してみる。ただ、インドネシアの木材だけを扱うわけではないので、ほかのいろいろな国からくる木材、国内の木材を含めて、見直すとしたらどう見直すかを考えていくべきかと考えている。

肥後：レベルとしては現実的なのか目の前のものになってしまうかもしれないが、これまで3回出席させていただいて、それぞれの関係者の方が努力されてきているという実態と、方向として違法でないものを使おうという方向に少しずつではあるが着実に出来上がってきているのではないかと思う。木材を使う我々の立場からすると、非常にポジティブな方向にこの調達基準を決めていただいて、いろいろ言われているにしても、方向性としてはそういう風に向かっていると感じた。私たちの団体でも、いろいろな場面でこういうことは報告しているが、生産者側のことを考えて使い手側が配慮していかなければいけないという意識は、少しずつやっとならぬところに目が向きだして、意識が広まりつつあるというのも事実だ。ただ、会員から出るのは、手間をかけたことに見合うメリットがどれだけあるのか。私たちが、やらなければならないものであることと、コストをかけただけのメリットがあることの広報を10年以上続けてきて、合法木材の仕組みにクリーンウッド法とかいろいろなしくみが重なってきていて、現場では戸惑いがある。言いたいのはわかりやすさと使いやすさということ。せつかく生産現場のところを大事にしていかなければならないという意識が定着しつつあるので、そういう意識が継続して広がっていくために、わかりやすさと、使いやすさと、それから継続性を尊重していただければと思う。それは今回まとめていただいた資料2の2・3ページの方向かなと思う。コストと効果のバランスと分かりやすさ・扱いやすさをご配慮いただければ、使う側、消費側としてありがたいと思う。

古澤：本日は小西の代理で出席させていただいた。富田委員の言ったことに賛成。前回とその前の会は議事録のみで内容を確認させていただいたが、初回は参加させていただいて、NGOの方のご意見を伺った。配布資料にある「リスクは高くなく」というところは違和感がある。リスクの感じ方は感覚的などころがあるとは思いますが、「リスクが高くなく」はないことの確認が取れたのではないか。そこは、調達コードができる以前から検討されていたことも踏まえてリスクがないことはないということはみなさま承知のことと思う。そういう意味では、やはり富田委員が仰るように、何らかの追加の文章があるとよいと思う。パーム油や紙のコードに入れられた5番のトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で情報の収集をしっかり行い調達に関するリスクの低減に活用するという文章を入れるべきだ。一方で今回のWGの議論を通じて、調達される企業のみなさまが、いかに情報収集の取組を始めていて、デューデリジェンスをやろうとされているかということも理解できたので、やはりそういった観点から5番もあえて入れることで、さらにそういった取組を後押しすることにつなげていければと思う。

黒田：私も前回・前々回と欠席し議事録を確認したので、きちんと議論についていけないが、富田委員・古澤代理と同じように考えている。そもそも今回の調達コードを作ったことは、それ自体も画期的だし、これを機に日本がより持続可能性に配慮した社会を実現するという意味合いもあると思う。これを作ったときから2年く

らい経過しているので、その間の議論というのも踏まえなければいけないと思うが、5番のような文言が入ることが最低必要ではないかと思う。こういったことで、これは1つの大会のためだけのものかもしれないが、こういった文言がきちっと載ることで木材の調達に関して、あるいは、それ以外の物もそうかもしれないが、1つの指針を示すものになるのではないかと思っている。私も改定を希望したい。

秋月：紙の基準の第5項を入れるというご意見が多い。私も基準が物によって違うとしても、中身にある程度統一性があつた方がよいと思うので、追加するということには基本的に賛成だ。そこで天野委員と肥後委員にお聞きしたいが、紙の第5項を入れた場合、先ほど事務局からインドネシアだけを想定した仕組みにはならないという話があったが、この項目が入ることでインドネシアの状況に対して、輸入業者や消費者側が気を付けて情報収集すれば対応できると考えられるのか、肥後委員には、事業者としてはこれが入ったらどれくらい大変になるのか、あるいは、対応できるのか教えていただきたいと思う。

天野：マレーシアが大きい。サバやサラワクにトレーサビリティが本当にあるかというのは難しいところがある。5番の規定がそれだけで機能するかはわからないとは思っている。ただ、さきほどのSVLKもサラワクでは入っていない。合法木材はどうしているか知らないが、それは5番の読み替えでいいような気はする。制度の透明性が欠けているという形で判断できるのではないかとは思っている。

肥後：クリーンウッド法の登録事業者になる手続きの説明会を全木連が事務局になって林野庁にご指導いただきながら進めているが、自分たちはやはり中小企業の方が多いので、コストをかけた分に見合うメリットがどれだけあるのかというところはどうしてもある。そういうお手伝いをするべく、各県ごとにある私たちの支部だが、事務的な能力もだんだん弱まってきていて、十分なお手伝いができていないところが正直ある。今、合法ウッドでやっとある意味定着してきているところに、加えて何か必要なものとする、手間という意味では、かなり難しい。

田中：まず5番を入れるかの件だが、これは紙の基準に入っているものなので、紙と木材を比較した場合、同様に扱っていいのかという整理は必要なのかなと思う。この調達基準では、認証品であっても疑わしいものは使わない。そのために、通報制度も設けているというのもあるので、第5項を追加するとしても、例えば、詳しい解説を事務局で作ってもらっているので、そちらの方の運用でもう少し具体的に問題のあるものを排除するというやり方もあるのではないかと思う。

富田：そもそも、第5項は推奨されるとしか書いていないので、かなり弱い。ある意味、義務ではない。ある程度方向性を示すという観点では、承諾できる範囲かなと思う。コンセッションの話は、明確に書いておくべき。今、コードの解説はあるが、木材の基準の解説はないので、そういうところにきちんとどのようなことが懸念されているかを書いてやることによって少しでもそちらの方に意識を高める方にもっていけば、調

達コードとして1つ意味合いが出てくるのではないかと思う。

秋月：解説書について、事務局から何かあるか。

事務局：木材については、Q&A を作っているが、解説書という形では作っていないので、今回の検討を踏まえて作っていきたい。今日いただいたご意見を踏まえて、調達基準を修正するかどうかは事務局で検討していく。それと並行して、どこでどういうことを示していくのかについては、考えていきたい。

古澤：肥後委員の仰っていたメリットについてコメントだが、非常に難しい問題かなと思っていて、ただ、非常に重要なポイントであることは間違いないかなと思う。短期的なメリットがあるのであれば、おそらくここでこんな議論をされることはなく、皆様すでに取り組んでいるはず。こういう案件にメリットを感じていただくことが難しいのは日々の活動の中で常々感じている。ただ、今回オリンピック・パラリンピックという巨大なイベントで、こうした持続可能性のコードができ、長い議論が交わされたことは、必ずレガシーとして残っていくことになると思う。それも併せて、今後、持続可能性を追求していくという流れが弱まることはないだろうと思う。5番のような推奨項目が入ることによって、おそらく、肥後委員は、言葉は悪いが矢面に立たされている印象もお話からは受けていて、中小の企業の皆様は、本当にご苦労されることとは思うが、今後こうした流れが弱まることはないことを考えれば、短期的なメリットは難しくても、長期的なメリットはご理解いただき、5番目に取り組んでいただければなと思った。

肥後：どうやってこういう議論の内容を皆様にお伝えしていくかということになったときに、どうしても、目先のことが立ってしまう。説明すると、いろいろな証明やマークがあるけれども、何を自分たちはとっていけばいいのか、あれもこれもはできないので、そういうのを行政として整理してほしいというのは、もっともなことだ。メリットは、決して短期的なことだけを考えているわけではなくて、基本的な形は理解されているとは思いますが、やはり、なるべく納得してもらえそうな理屈がいるなど思うのであって、方向性は私たちも生産者の側に立って、生産者側も目先のことでなくて、そのことを理解しながらやっていかなければいけないという理解は進んできている。ただ、中2階が2階になるようなことは避けたいと思う。自分たちも含めて、わかりやすいものに、説明も、あつせんも、誘導もしていきたいなという気持ち。

富田：参考までだが、最近聞いた話として共有したい。あるNGOが特定のコモディティに非常に問題があるというレポートを出した。そこで指摘されなかった比較的よい業者がいたが、そこは最近非常に引き合いが増えているらしい。批判を受けた業者から買っていたところは、なるべく切り替えたいという要望が上がってきた。こういった動きというのは具体的な話ではないかと思うので、そういったことの契機に調達コードがなれると素晴らしいのではないかと思うので、あながちメリットがないわけではないかなと思う。

岡田：あくまでもオリンピック・パラリンピック向けの調達基準ということで、従来のグリーン購入法や昨年施行のクリーンウッド法の基準より高みを目指すという意味では、当然それらが明快に示せていないところに踏み込んで、紙に対する調達基準のような一歩踏み込んだことを記載するというのには、個人的にはもちろん賛成だ。ただ、懸念されるのはこういう基準に書き落としてしまうと、我々基準を作る方の立場では、これもあれも入れておけばいいだろうという気持ちになってしまうが、やはり配慮すべきは実際に調達する業者の方。単に証明や確認の作業コストだけでなく、産地によってはかなり厳しい基準にしてしまうと、確認できない、証明できないということが続出する。あるいは、大量に調達しなければならないものが、ちょっと高いくらいでは済まなくて、納期に集まらない。前回の最後の方で、型枠工事業者さんもお話しされていたが、今回は、型枠用合板のことについて議論しているが、この特殊性に問題がある。他にもオリパラ案件に木材が調達され使用されているが、そんなに大きな問題になっていない。それはなぜかという、世の中にアベイラブルなものの量が圧倒的に多い。ほんのわずかなオリパラ向けの調達に買うくらいなら、全くコストアップにならないし、容易に調達できる。ただ、唯一問題なのが、南洋材合板・型枠合板というものが、相当いびつな需給体制にあるがゆえに非常に大きな問題になっている。この特殊性だけはリマークしておくべき。

黒田：今回の議論で5番を入れる、入れないに関してもそうだが、すべてがサプライヤーの責任になっているのは問題ではないかと思っている。それほど詳しいわけではないが、アメリカなどでは、人権侵害や環境破壊のリスクの高い地域や物品を特定するようなウェブサイトをもっている。業者の方達が情報収集やチェックを全てするのは大変だろうから、もう少し国や自治体がベースの情報共有などをやっていただけると良いと考える。

長野：黒田委員のご指摘の点については、私どもも法制度がないということでクリーンウッド法を制定しまして、その中でも、それぞれの国の制度を調べるのは事業者さんには大変だろうということでクリーンウッド・ナビという情報提供サイトを公開し、まだまだ充実には日々更新をしているものだが、国としてやっているところであるので、ご理解いただければ幸い。

秋月：委員の様々なご意見に感謝する。事務局には、本日の議論を踏まえて取りまとめたいただきたい。

### 3. 調達コードの実施状況について

事務より資料4に沿って説明

黒田：この中には触れられていないが、グローバルコンパクトにも署名されたと伺っている。

グローバルコンパクトに署名すると、グローバルコンパクトネットワークジャパンのメンバーにもなると思うが、その中でも分科会とか色々な活動があると思うが、どんなことをしていくか。

事務局：今年の7月にグローバルコンパクトに署名した。その中で分科会などがネットワークジャパンにあることは承知しているのだが、どこにどういう風に参加できるのか実はまだはっきりとは検討できていない。

富田：持続可能性報告書を作るということだが、どういう内容になるか。この分野だと、例えば、GRIスタンダードがあるがそういったものへの準拠を目指していくのかというのが1点。最後の参考というところに書いてあるが、1番右側にレガシーと書いてあるが、具体的に、例えば、調達コードというものに対してレガシーとはどういう風に考えているか。今、色々なものが着々とできてきていて、そういう意味では順調だという印象もあるのだが、これをどうやって大会後にレガシーとして残していくか。アイデアを何かお考えであれば教えてほしい。

事務局：1点目のご質問については、GRIに基づいて報告書を作っていく。レガシーについては、この調達コード関係をどういう風にしていくのか具体的に整理できているわけではないが、先ほど申し上げた調達コードに連動した動き、認証が広がっていくといったことはあるだろうと思うし、消費者の意識がどう変わっていくか、そこがうまく測れるかどうかというのはあると思うが、この動きがなるべく残るようにしていきたいし、そうなるように働きかけていく。

土井：ILOとの協力などいろいろ前に進んでいるのだなと感じた。先日、コー・ラウンドテーブル日本委員会とセンター・フォー・スポーツ・アンド・ヒューマンライツの主催の会議が東京であり、組織委員会の方も出席されたと思うが、私もそこに呼ばれて話を聴いて、2点ほど調達コードの実施に関する事で、海外のゲストの方々からシェアされた課題点がある。1つはこの調達コードは組織委員会が作ったということもあって、グリーンバンスメカニズムもそれにくっついたものであるということがあって、グリーンバンスの目から見ると、適用対象によってということなのか、コードは組織委員会のものだし、他の主体に関してはコードを尊重するという事になっているものの、グリーンバンスの窓口が3つもあるのは非常にわかりにくい。何らかの連携ができないかということ非常に懸念されていた。これらに関して、何か進捗があるか。グリーンバンスメカニズムと調達コードの存在が、申立人にどう伝わっているのかというのが1点。あともう1点が、荒田さんの方でも非常に課題と感じていると仰っていたが、グリーンバンスメカニズムや調達コードの存在が、被害者・申立人の側にどうやって知られていくのかというその努力。今日の発表でも、サプライヤーとかライセンサーとかコードを守る側の方には周知徹底されていることがよくわかったが、被害者とか被害を受けるかもしれない労働者とかステークホルダーに対してどうやって知らせていくのかということの課題があるのではないか。今、まだ、グリーンバンスの



申し立てが2件しかなくて、いずれも適用対象外ということで却下になってしまっていることもあり、その辺の課題と今後の目論見というか、そういうものがあれば教えていただければと思う。1点、自分が少し考えていたのは、Q&A なんかも広げていますとここでご説明があるが、Q&A はコードを守る人がどうやって守るかということに対する Q&A なのかなと理解していて、今度はコードによって守られる人たちに対してコードにこんなこと書いてあるとか、守られていないと思ったらグリーンバンスもあるとか、守られる側にとってのQ&Aみたいなものも本当は必要なのだろうと思う。イギリスはそういったものが割とシンプルなA4の2・3ページくらいのものであり、それを色々な言葉に翻訳して一生懸命広げていたということも聴いていたりするので、そういった努力も含めて何か目論見があればお聞きしたいなと思った。

事務局：1点目の組織委員会・東京都・JSCに窓口が3つあってわかりにくいのではないかとこのころは、確かにそうかなと思いつつ、現状できる対策として、我々のホームページもそうだし、東京都、JSCのホームページでもそうだが、3つ窓口があることを1枚の紙に載せたリストを作っていて、3者のホームページに載せている。そういう意味では連携しているし、そういうことでわかりにくさ、不便さを解消する取組はしている。組織委員会の窓口のオペレーションの基準としては、我々組織委員会の案件でないものが来たら、他の窓口を紹介していくことに決めている。仮に違うところの案件が来たとしても、そこで違う、関係ないで終わりではなく、その案件であればこちらに窓口があるということは示すし、そういうところの連携とかユーザーの方に一定程度対処していくということでは、やっていこうと思っている。通報受付窓口の周知というところでは、土井委員が仰った他の会議の場でもご意見をいただいている、これについては、1つは今申し上げたサプライヤーとかライセンサーに対していろいろお話ししていく中で、通報受付窓口があるのでそういう問題が起きないようにしてくださいということと、関係する方々、これは委託先などサプライチェーン含めて周知をお願いしているところ。あとはそれだけではなくて、NGOの方、労働組合系の方のネットワークも活用させていただいて、通報する側の立場の方々になるべく広く伝わるようにしていきたい。そこは土井委員の団体でもぜひご協力いただければと思っている。Q&Aについては、今あるものは事業者向けがメインになっているが、通報する方向けのQ&Aも作れると思うので、前向きに対応したい。

土井：3つの窓口の件だが、連携されているのはいいことだと思うが、次のステップとして考えられることとして、申立人が日本語を話す人ならまだよくて、そういう場合は東京都やJSCの窓口の文書も読むことができると思うが、最初の2件を申し立てた人たちは日本語がわからない人たちで、他の窓口に行ってくださいと言われると、情報がすべて日本語だったということで申立ての仕方からしてわからないというのがあるということを知った。裁判所であれば、別のところに移送してくれたりする。申立てを一度すれば移送されてもう一度申立てをする必要はないのだが、特に日本語ができ

ないような人たちにとって、事実上、組織委員会がダメだと次に言いに行くのが非常に困難だというのがあるので、事実上移送してあげることができないか。窓口が3つあることの不便を事実上解消してあげることができないのかと思う。あと、コードによって守られる側の人に向けた Q&A をご検討いただいているということであれば、非常にありがたいことかと思う。希望としては、必要な情報が一つのところにまとまっているとありがたいかと思う。今のはわかりやすい通報窓口のお知らせみたいな一枚紙を英語と日本語でご用意されていてそれはすごくありがたいが、それだけ見ても、申し立てはさすがにできない。いろいろコードとか見ないといけない。よほどわかっている人でないと必要な情報を引き出すことができないようなウェブサイトになっているので、とにかく一覧性があれば、いくつもいろいろな URL をみて自分で必要な情報を引き出すということが不要になるようなものになると非常に周知がしやすくなるのかなと思っている。

秋月：今のご指摘の前半の他の2つの窓口につながるというのはいかがか。

事務局：そこはいろいろ検討が必要かなと思う。言葉の問題というのは、確かにあると思う。組織委員会は窓口機能を外部に委託していて、そこは英語を含めていくつかの言語対応ができる場所なのでそこまではよいが、東京都や JSC は移送したとしてもその先での英語での対応とかそういう問題もまた出てくると思われ、移送すれば解決する問題でもないかなと感じている。Q&A については、今いただいたご意見も踏まえてなるべくユーザーフレンドリーな形にしたいと思う。

富田：今の土井委員の2つ目の話と同じようなことで、前回私も通報者に伝わっているのかということを上記したような気がする。その観点からすると、窓口以前にそもそもコードの内容とか通報者向けの Q&A を仮に作るとして、日本語と英語だけでいいのか。もしかすると他の言語もあるのかもしれないのだが、やはり最低限、その辺がサプライチェーン、今回コードが展開されてチェックリストみたいなのがだんだん戻ってくると大体サプライチェーンの状況がわかって、どういう国でサプライチェーンが広がっているのかわかってきているような気がする。そういったサプライチェーンが絡んでいる国の言語は準備しておくことが必要なのではないかなと思う。

事務局：実は、事業者の方に話をお聴きしている中でも、委託先に調達コードの話は日本語版・英語版などでしているが、中国に委託工場があるから中国語版があるといいというご要望も聴いている。コストの問題はあるが、そこは対応を検討したいと思う。

古澤：3点ある。サプライヤーやライセンシーの取組を深化させるために、説明会を開いていただいていることに感謝したい。私もこういった活動をしている中で、おそらくこの東京オリンピック・パラリンピック大会にも、かなり高い可能性でサプライヤーになれるだろうという方とお話をしていたら、組織委員会の方からこういった調達コードができるという話があったと伺っていて、忙しい中、時間を割いていただいているのだなと改めて思ったところ。ただ、その中で気になったのが、これからさらに時

間を割いていくのだろうと思うが、特に紙の調達コードの5番のある意味だ。この5番が設けられている趣旨に関してはあまり気にしていなかったと仰っていたので、やはり、ここに書かれていることだけを読むと、なかなか皆さんが議事録を見て、それからコードをご覧になっているわけではないので、今されているということだが、細かい説明が必要なのかなと実感した。また、組織委員会から話を伺っているのは、社内でそういう立場にある方だと思うが、そういう立場にある方は普段、持続可能性や責任ある調達、CSRとは別の部門の方が多いと思う。正直私がお話しした会社も組織委員会からお話しを伺った方は普段そういったことを専門にされていないので難しい話だったようだ。もしこれからお声がけされる際には、そういった部署の方と一緒に普段その会社の中で、持続可能性を担当されている方と一緒に聴いていただけるようにアナウンスしていただくとありがたいかなと思う。2つ目は、今回も受けていただいたグリーンバンス、通報受付窓口だが、こちらも今、土井委員の方から少し課題的なものもあるという風に仰っていただいたが、別の木材調達をしている企業と話していたら、今後通報受付窓口をその会社でも新しく設けることにした。その際にどういう風にウェブサイト等で謳ったらいいのか何か参考なる事例はないかと仰っていたので、組織委員会の通報受付窓口を紹介させていただいたら、参考になると仰っていた。さっそく、レガシーになっているなど思った。それと関係して、3点目だが、今何となく整理がついていないのかなと感じている点が、脱炭素でお話しされているPKSについてだ。ここは調達WGなので、PKSというワードを持ってきていいのかわからないが、脱炭素のWGだと電力を調達するという概念で、この調達WGのように話をされていないのかもしれないが、バイオマスのお話が出てきてPKSのようなものの調達源になるとすると、この調達WGとも今は別だが、少し関連が今後生まれてくることになるかと思う。私も今時点で解決策を持っているわけではないが、非常にPKSについては注目をされているし、今後ますます注目をされてくることになるだろうから、おそらくそういったものが外の方から、この件に関してどこに問い合わせをしたらよいかと言われることもあるかなと思う。なので、今後、整理が必要かもしれないものとして気に留めておいていただければと思う。

事務局：1点目の紙の話で、事業者に誤解がなく各項目の意図が伝わるよう細かい説明をできるように準備していきたい。企業の方、サプライヤー、ライセンシーの方とお話しする際にはなるべく、サステナビリティとかCSRのご担当とお話しするようにはしたい。今もいろいろと事業者に伺っているが多くの場合こうした分野の担当の方に出てきていただけているので、かなりきちんとしたお話ができていっているのかなとは思っている。もちろん、人事の方とかも関係してくるが、基本的にはかなり事業者の方で、どういう部署が関係するか確認した上で我々と話し合いに臨んでいただいているが、我々としても引き続き気を付けていきたい。グリーンバンスメカニズムについては、いろいろな形で活用していただけるようにしていきたいので、ぜひ引き続きご紹介いただければ

ばと思う。PKS はパームのヤシガラというか、核油を取った後の殻を燃やして発電するというものだが、組織委員会がそれで発電したものを調達するとはっきり決まったわけではないと思うが、そこはこれからこの WG でどう取り扱うか検討させていただきたい。パーム油の個別基準はあるが、その中では入れていない。これはこの前の脱炭素 WG でも説明したが、当時油も含めて発電燃料に使われるようなものをどうするんだといったときに、エネ庁で同じような議論をやっていて、パブコメにもかかるといところで、それはそこに任せることとして、パーム油の基準の中では対象にしなかったという経緯がある。PKS という話になると油とはかなり流通が違うのかなと思う。分別管理などが油のようにされているわけではないと思うし、認証とかがついてくるわけでもない中で、大分流通実態が違うし、遡ってといところまでできるのかといところもいろいろと検証しなければいけないのかなと思う。いずれ我々としても、持続可能性がある程度確認できるものというか、パーム油の個別基準を適用しないにしても、共通の項目として、環境・人権・労働が入っているし、そういう点で問題があるものを我々使いたいとは思っていないので、そこがどう担保できるのかを検討していく必要があるし、この WG でどこまでお諮りするかということも検討したい。

黒田：解説書を充実させるという話があったかと思うが、古澤委員代理が仰った PKS はかなり大きな話題になってきているので、たとえ、直接関係ないとしてもパーム油の調達コードがあるので、解説書に一文載せておいたらどうか。もう一つ質問だが、サプライヤーやライセンサーになる方々にチェックリストの提出を受けているということだが、それに対して使い勝手など何か意見はあるか。実際このチェックリストは先ほどの説明にもあった通り、事業者の理解を促進するという意味合いもあるということで、チェックリストにチェックを入れていくためには、調達コードを読まないといけないし、そこに解説書があればそれも読まないといけないといところだと思う。このチェックリストに対して何か意見があれば、教えていただきたいと思うし、これを最大限有効活用できればよいと思う。

事務局：PKS の扱いをどういうタイミングでどういう整理ができるかは、まだ見えないところはあがるが、そこは引き続き検討したい。PKS の発電をあちこちからいっばい調達するのか、それとも、特定のところだけとか、そこは状況にもよるので、それに応じた対応を考えていきたい。チェックリストについては、今のところ、使い勝手が悪いという話はない。割と皆さん解説を読んだり、チェックリストの記載例を作っているものもあるが、どういうこと書けばいいのかは理解していただいてその中で自社の取組を振り返って書けることは書いていただいている。ここはどう書けばいいのかとか、これはどういうことかという質問はあるので、そこは場合によっては個別に打ち合わせをもって説明するなど、丁寧にフォローしている。

#### 4. 今後の予定について

事務局：次回のWGの日程については調整中。内容としては、木材の調達基準に関してとり  
まとめの議論を予定している